

自主防災組織による 排水栓及び消火栓の活用 について教えてください

Answer

1. はじめに

千葉県企業局では、給水区域内の各市から地域防災力の強化を図るため、震災等の大規模災害発生時に当局の排水栓及び消火栓を自主防災組織の消火活動に活用したいとの要望があったことから、自主防災組織が消火用水源として活用できるよう各市と覚書を締結しております。

以下、その取組みについて紹介します。

2. 排水栓と消火栓の活用

当局では、水道の維持管理のために設置している排水栓を市の消火活動にも利用してもらえよう、給水区域内11市1組合（一部の市にて組織された消防組合）と平成27年3月に覚書を締結しております。これにより、市の消防部局だけでなく自主防災組織による消火活動でも排水栓を活用できるようになりました。

排水栓は、消火栓と同じ構造であり、その多くは図のように狭い路地等に設置されているため、消火用水源の拡充が期待できます。

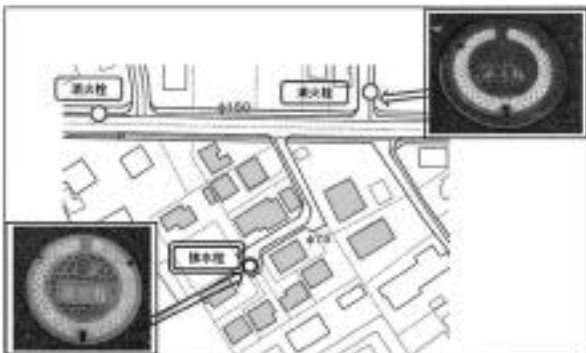


図 排水栓及び消火栓の設置イメージ

また、消火栓についても各市と令和2年9月から、順次覚書を締結し、自主防災組織による消火活動に活用できるようになりました。

ただし、消火栓は排水栓と違い、締結の意向がある市とのみ個別に覚書を締結しております。

これは、消火栓が排水栓よりも水圧の高い場所に設置されていることが多く、自主防災組織が火災時や訓練時に使用した際、怪我をする可能性があるなどの意見が一部の市からあり、足並みが揃わなかったためです。

なお、令和5年10月末で9市1組合と締結しております。

3. 覚書と実施細目の内容

覚書とは別に、使用に当たっての具体的な運用を定めた実施細目を市と締結する必要があります。

消火栓と排水栓の覚書及び実施細目は、基本的に同様の内容となり、主な事項は以下のとおりです。

(1) 覚書に定めた主な事項

- ・市が認めた自主防災組織は、訓練演習や消火のために給水区域内の排水栓及び消火栓を使用できる。

- ・訓練演習や消火のために使用した場合の使用料及び水道料金は徴収しない。

(2) 実施細目に定めた主な事項

- ・各市は、自主防災組織が排水栓及び消火栓を安全に使用するための取扱要領（マニュアル）を作成する。

- ・当局は、事前に自主防災組織が行う訓練場所の排水栓及び消火栓の機能保持を確認する。

4. 自主防災組織による消火訓練の実施状況

令和5年10月末までに事故等のトラブルも発生せず、自主防災組織による消火訓練は排水栓72回、消火栓28回実施されております。

5. おわりに

自主防災組織が震災等の大規模災害発生時に排水栓及び消火栓を消火活動に活用できる仕組みを整えることができました。

今後も、自主防災組織の消火訓練が適切に実施され、大規模災害発生時の初期消火活動において有効に活用していただけるよう、給水区域内の地域防災力強化に貢献してまいります。